

一般社団法人日本こども育成協議会 正会員規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本こども育成協議会（以下「当法人」という）定款第5条に規定する正会員に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 正会員は、当法人定款第5条に定める団体又は個人であつて、次条の規定に基づき入会した者とする。

(入会)

第3条 当法人の正会員になろうとする者は、正会員2名から推薦を受け、かつ、理事会において、出席理事の3分の2以上の賛成多数の決議を得なければならない。

(入会の申請)

第4条 入会の申請は、当法人正会員規程（以下「本規程」という。）を承認のうえ、別紙「日本こども育成協議会正会員入会申込書」に必要書類を添えて、当法人会長に申し込むものとする。

2 前項に規定する必要書類は、別に定める。

(入会の承認)

第5条 前条の規定に基づき入会の申し込みがあった場合は、会長は、必要な審査を行った上で、入会の可否について理事会に諮るものとする。

2 理事会においては、推薦者からの説明及び前条第1項の規定に基づき提出された書類等を基に審議のうえ、入会の可否を決議する。

3 会長は、入会の可否について決議されたときは、当該申請者に書面により、その旨を速やかに通知する。なお、通知に当たっては、可否の理由は示さないものとする。

4 入会日は、理事会の決議があった日とする。

(資格の有効期間)

第6条 正会員の資格の有効期間は、第13条各号のいずれかに該当するに至るまでの間とする。

(入会後の事情変更の届出)

第7条 正会員は、日本こども育成協議会正会員入会申込書の記載事項に変更が生じたときは、別紙「日本こども育成協議会正会員事項変更届」を速やかに当法人に届け出るものとする。

(退会)

第8条 正会員は、別紙「日本こども育成協議会正会員退会届」を当法人に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

ただし、やむを得ない場合を除き、1か月以上前に当法人に対して予告するものとする。

(会 費)

第9条 正会員は、定款第3条に定める目的を達成するための費用に充てるため、総会の決議を経て定められた別表に規定する会費を納入しなければならない。

2 前項に定める額は年会費とし、毎年度5月末日までに納入するものとする。

3 年度途中で入会した場合の会費は、入会日の属する月から納入義務が生じるものとし、当協議会が指定する日までに納入しなければならない。

(禁止事項)

第10条 正会員は、以下に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 正会員の資格を第三者に譲渡し、又は使用させる行為

(2) 他の正会員、第三者若しくは当法人の財産及びプライバシーを侵害する行為又はそれらのおそれのある行為

(3) 他の正会員、第三者若しくは当法人に不利益や損害を与える行為又はそれらのおそれのある行為

(4) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為

(5) 犯罪的行為若しくは犯罪的行為に結びつく行為又はそれらのおそれのある行為

(6) 当法人の活動を妨げる行為及び信用を損なう行為

(7) その他不適切と判断される行為

2 正会員が、前項各号のいずれかに該当する行為をし、当法人が正会員として不適切であると判断した場合は、書面による通知により、正会員の資格を取り消すことができる。この場合、当法人に納入した会費は返還しないものとする。

(反社会的勢力の排除)

第11条 正会員は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたり該当しないことを確約するものとする。

(1) 暴力団

(2) 暴力団員

(3) 暴力団準構成員

(4) 暴力団関係企業

(5) 総会屋または特殊知能暴力集団

(6) その他前各号に準ずる者

2 正会員は、自ら又は第三者を利用して、次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとするものとする。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的責任を超えた不当な要求行為

(3) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて当法人の信用を毀損し、又は当法人の業務を妨害する行為

(4) 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3 正会員が、前項各号のいずれかに該当し、若しくはいずれかに該当する行為をし、当法人が正会員として不適切であると判断した場合は、書面による通知により正会員の資格を取り消すことができるものとする。この場合、当法人に納入した会費は返還しないものとする。

(除名)

第12条 正会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、定款第10条に定める総会の決議によって当該正会員を除名することができる。この場合、当該正会員に対し、総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において、弁明の機会を与えるものとする。

- (1) 定款、本規程及びその他の規程等に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は活動目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 会長は、前項の決議があったときは、除名の理由を明らかにした書面をもって、その旨を当該正会員に通知するものとする。

(資格の喪失)

第13条 正会員は、前条の場合のほか、定款第10条各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(免責事項)

第14条 当法人は、正会員が被ったいかなる損害についてもこれを賠償する責を追わないものとする。

2 正会員が他の正会員又は第三者に対して損害を与えた場合、当該正会員は、自己の責任と費用をもって解決し、当法人に損害を与えないものとする。

3 正会員が本規程に抵触する行為又は不正若しくは違法な行為により当法人に損害を与えた場合、当法人は、当該正会員に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとする。

(正会員名簿)

第15条 当法人は、正会員の事業所名及び所在地、代表者名、運営施設名等を記載した正会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備えおくものとする。当該正会員名簿をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第31条に規定する社員名簿とする。

2 当法人の正会員に対する通知又は催告は、正会員名簿に記載した所在地又は正会員の居所にあてて行うものとする。

(協議管轄裁判所)

第16条 当法人と正会員との間で問題が生じたときは、両者誠意をもって協議するものとする。

2 協議によっても解決しない場合、又は訴訟の必要が生じた場合は、当法人の所在地を管轄する裁判所を正会員及び当法人の専属合意管轄裁判所とする。

(規程の改廃)

第17条 この規程を改廃する場合は、理事会出席者の過半数の決議を要するものとする。ただし、会費の額は、定款第13条第1項第3号による。

附則(令和4年3月10日)

本規程は、理事会議決の日から施行する。

附則(令和2年6月8日)

本規程は、総会決議から施行する。

附則(平成25年4月1日)

本規定施行前に既に正会員である者は、この規程による正会員とみなす。

別 表

1 正会員年会費

年 商 額	年 会 費 額
1 億円以下、かつ、1 施設のみを運営	10,000 円
1 億円以下	30,000 円
5 億円以下	50,000 円
10 億円以下	100,000 円
10 億円超	200,000 円

(注) 年商とは、子育て支援事業のうち、施設運営部門に係る年間総売上額（自治体等からの施設運営に係る補助金、保育料等利用者からの徴収金等の収入額を含む。）をいいます。

2 年度途中入会者の会費額

$$\text{納入すべき会費額} = \text{年会費額} \times \frac{\text{入会月から年度末までの月数}}{12 \text{ 月}}$$

ただし、100 円未満の端数は切上げ、百円単位の額とする。

正 会 員 入 会 申 込 書

令和 年 月 日

一般社団法人日本こども育成協議会
会長 廣島 清次 様

貴協議会の目的に賛同し、次により、別紙書類を添付の上、正会員の入会を申し込みます。併せて、貴協議会定款及び正会員規程により定められた事項を遵守することを確約します。

フリガナ			
申込団体名			
フリガナ			
代表者肩書・氏名	⑧		
所在地（住所等）	〒 TEL () FAX ()		
子育て支援事業内容 (該当する番号を いくつでも○で囲 んでください。)	1 認可保育所 2 認定こども園 3 地域型保育(小規模 家庭的 事業所内) 4 自治体認定(都認証 川崎認定 横浜保育室 船橋認証 さいたまナー サリー その他) 5 企業主導型 6 その他の保育() 7 放課後児童クラブ 8 児童館 9 その他の子育て支援()		
連 絡 先 等	フリガナ		
	ご担当者名		
	所 属	部署	役職
	電 話	FAX	
	E mail		
郵便物送付先	1 申込団体所在地と同じ 2 下記宛先に送付 〒		
入 会 の 目 的 (該当する番号を いくつでも○で囲 んでください。)	1 様々な保育に関する情報を得られるから。 2 様々な研修に参加できるから。 3 他の保育事業者と交流できるから。 4 割安な団体保険に加入できるから。 5 協議会の活動に参加できるから 6 その他(具体的に)		
承認事項	当協議会からの総会、研修会等の案内等各種事務手続き及び当協議会ホームページの「正会員一覧」並びに当協議会が作成する冊子等への掲載、公表のために使用すること。		
推薦人			

入会申込でご提供いただきました情報は、当協議会の個人情報保護方針に基づき、安全かつ厳重に管理し、同意なく第三者に開示、提供、預託することはありません。ご不明な点は、次の窓口にご連絡願います。

一般社団法人 日本こども育成協議会 事務局
〒169-0072 東京都新宿区大久保 3～10～1 東京都大久保分庁舎 201
電 話 03(5155)0970 FAX 03(5155)0971 E-mail info@nihon-kodomo.jp

【申込方法】 必要事項をご記入のうえ、上記 FAX 番号に送信し、原本を当協議会までご送付願います。

日本こども育成協議会 正会員退会届

令和 年 月 日

一般社団法人 日本こども育成協議会
会長 廣島 清次 様

団体名 _____

代表者 職氏名 _____ 印

今般、次により、貴協議会の正会員を退会いたします。

1 退会年月日 令和 年 月 日

2 退会理由

日本こども育成協議会 正会員事項変更届

令和 年 月 日

一般社団法人日本こども育成協議会
会長 廣島 清次 様

団体名
代表者
住 所 〒
T E L

次の事項について 年 月 日より以下の通り変更したので届け出ます。

[※変更する項目に✓を入れご記入下さい。]

✓	変更項目	変更前	変更後
	団体名		
	代表者肩書		
	代表者氏名		
	施設名称		
	住所	〒	〒
	TEL		
	FAX		

[※入会申込書に記載した連絡担当者・郵送物送付先の変更がある場合]

✓	変更項目	変更前	変更後
	連絡担当者肩書		
	連絡担当者氏名		
	連絡用 E-mail		
	郵送物発送先	〒	〒

- 1 ご提供いただきました情報は、当協議会の個人情報保護規程に基づき、安全かつ厳重に管理いたします。
- 2 個人情報は、ご同意なく第三者に開示、提供、預託することはありません。
- 3 個人情報の開示、訂正、削除またはご不明な点については、次の窓口にご連絡願います。
- 4 法人名称及び本社所在地並びに代表者の変更に際しては、法人登記簿謄本「履歴事項全部証明書」の
コピーを併せてご提出下さい。

一般社団法人 日本こども育成協議会
〒169-0072 東京都新宿区大久保三丁目10番1号 大久保分庁舎201号
電話 03(5155)0970 FAX 03(5155)0971
e-mail info@nihon-kodomo.jp

【届出の方法】 必要事項をご記入のうえ、メールまたはFAXでご提出下さい。